

固定資産台帳以外に係るQ&Aの追加案について

資料3-1

総務省への問い合わせや地方公共団体金融機構で実施している専門家派遣事業における質問のうち、固定資産台帳以外に係る以下のQ&Aについて、マニュアルに追加。

番号	質問	回答
1	地方消費税清算金はPL上、どの勘定科目に計上すべきでしょうか。	PL 移転費用-その他 / CF 移転費用支出-その他
2	国庫補助金などの返納金はPL上、どの勘定科目に計上すべきでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・受領した当該年度に返納する場合 →NW 国県等補助金 / CF 国県等補助金収入(業務or投資) (受領した国庫補助金を取り消す仕訳) ・受領した翌年度以降に返納する場合 →PLその他の業務費用-その他 / CF 移転費用支出-その他 (過年度分過誤納還付と同様の仕訳)
3	マニュアルの別表6-2の資金仕訳変換表上、19節の負担金、補助及び交付金のみ「PL 補助金等」とされていますが、市町村への無償譲渡が前提となっている土地改良事業や、国道の新設などに係る13節・15節の支出についても、「PL 補助金等」に計上するのでしょうか。	お見込みのとおりです。 完成まで建設仮勘定とし無償所管換等に計上という考えもありますが、最終的に固定資産にならないものを完成まで建設仮勘定という資産として計上する必要はありません(ただし、資産評価及び固定資産台帳台帳の手引き21に記載するとおり、当該団体の資産としては計上しないものの、公共施設等のマネジメントの観点から、固定資産台帳に記載し、貸借対照表に土地・償却資産別の取得価額等及び減価償却累計額を注記することは望まれます。)
4	3桁国道等の所有外資産に対する修繕費等も「PL 維持補修費」に計上するのでしょうか。	所有外資産であっても、管理者として維持補修している場合ですので、県道と区別せずに「維持補修費」として差し支えありません。

固定資産台帳以外に係るQ & Aの追加案について

番号	質問	回答
5	減債基金について、マニュアルの別表6-4で固定資産となるもの流動資産になるものが分かれています、区別の基準は何でしょうか。	<p>減債基金のうち固定資産となるものと流動資産となるものの区分方法について以下のとおり例示します。</p> <p>〔固定資産〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手方が繰上償還に応じない等により、繰上償還相当額を減債基金に積み立てるもの ・満期一括償還に備えて毎年一定率ずつ減債基金に積み立てているもの <p>〔流動資産〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳計剰余金処分により積み立てたもの等、特定の地方債との紐付けがないもの
6	<p>固定資産の除却については、当該費用は資産計上すべきでしょうか。あるいは維持補修費として取り扱うべきでしょうか。</p> <p>仮に資産計上した場合は、除却した償却資産の帳簿価額が消し込まれているにも関わらず、当該除却費用が数値上の資産として残るものと思われます。</p>	<p>固定資産の除却の場合、当該支出は資本形成にはつながらないため、資産計上すべきではないと考えられます。</p> <p>固定資産台帳に簿価が残っている場合、除却に伴って固定資産がなくなるため、残っている分については、PLの臨時損失__資産除売却損に計上されます（別表7-5 歳入歳出データに含まれない非資金仕訳）。</p> <p>また、除却に伴って解体費用等が別途発生する場合には、解体費用等を資産除売却損に含めます。</p>